

# Press Release

平成 25 年 7 月 3 日  
日本公認会計士協会

## 第47回定期総会の決議事項について

本日（7月3日）の第47回日本公認会計士協会定期総会において、承認された主な決議事項の概要をご報告いたします。

### ・懲戒処分の実効性確保のための会則の一部変更

本会による自主規制の一環として、本会が会員に対して会員権停止の懲戒処分を行う場合、現在の会則では、対象となる会員が現に他の事案により会員権停止の期間にある場合であっても、そのことにかかわらず懲戒処分の効力が生じる。このため、会員権が停止される期間が、懲戒処分として決定された会員権停止の期間を合計した期間よりも短くなることになる。このことは、他の事案によって会員権を停止されている場合には、懲戒処分が実質的に軽減されるとも言え、不公平と考えられる。

そこで、現に会員権停止の懲戒処分を受けている会員に、重ねて会員権停止の懲戒処分を行う場合には、当該会員が現に受けている会員権停止の懲戒処分の期間が満了した時からその効力を生ずることとした。（第50条の2関係）

### ・公認会計士等の登録情報の開示に係る会則の一部変更及び関係規則の制定

本会は公認会計士法に基づいて、公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員（以下「公認会計士等」といいます。）について、公認会計士名簿、会計士補名簿、外国公認会計士名簿又は特定社員名簿を備えている。そして、これらの名簿に登録した事項のうち一定のものは、名簿登録制度の下で一般に対して開示することが予定されていると考えられる。しかし、現状では、開示することができる事項の範囲等についての具体的な定めがない。そこで、これを定めるため会則を変更するとともに、その詳細を規則で定めることとした。

#### 1．会則の一部変更

本会は、公認会計士等については登録事項のうち規則で定める事項、公認会計士等であった者については最後に登録を抹消した時の登録事項のうち規則で定める事項等を開示することができる旨を加えることとした。（第17条の2新設関係）

#### 2．公認会計士名簿の登録情報等の開示に関する規則の制定

(1) 公認会計士等の登録事項の開示は、文書による開示請求に対して文書である回答、口頭による開示請求に対して口頭である回答及びウェブサイトでの表示によることとした。  
(第2条関係)

(2) 公認会計士等について開示することができる事項は、

登録番号

氏名

事務所の名称及び所在地

開業登録、変更登録の年月日

業務停止の行政処分の期間にある場合のその旨及びその期間

とし、については文書又はウェブサイトでの開示に限ることとした。また、公認会計士等であった者について開示することができる事項は、

登録番号

氏名

事務所の名称及び所在地

開業登録、変更登録の年月日

登録の抹消の処分であって、その処分の日から5年を経過しないもの

とし、文書による照会に応じて、文書による開示に限ることとした。(第3条関係)

(3) 生命又は身体に急迫の危険があると認められる場合、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員である場合又は国若しくは地方公共団体に常時勤務する場合には、当該者の申請により一部について開示しないことができることとした。(第5条関係)

・修了考査運営委員会委員の定数の変更に係る会則の一部変更

本会は、修了考査を行うため、修了考査運営委員会を置いており、同委員会は委員10名以内をもって組織することとされている。しかし、公認会計士を取り巻く昨今の環境変化を踏まえると、同委員会は多様な委員により構成されることが適当であると考えられるため、委員の定数を増員することとした。(第149条関係)

・神奈川県会の設置に係る役員選出規則の一部変更

新たな地域会としての神奈川県会は、平成24年5月16日開催の理事会においてその設置が承認され、本年4月1日から業務を開始した。

ところで、役員選出規則第65条第1項では、監事の選任について、全国を2つの区域に分けて行うこととされており、現行規定の区域割りは、東日本ブロックと西日本プロ

ックの地理的な区割りとなっている。そのため、新たに設置された神奈川県会については、同会が東京会の部会として従前属していた東日本ブロックに含めることとした。

・法定監査関係書類等提出規則及び会費規則の一部変更

新たに沖縄科学技術大学院大学学園法による沖縄科学技術大学院大学学園の監査に係る監査実施報告書の提出を求めることとし、あわせて業務会費の対象とすることとした。

また、保険業法に基づく相互会社の監査については、過去、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査に分類されていた経緯から、会社法監査として取り扱い、法定監査関係書類等提出規則及び会費規則を適用してきたが、保険業法に基づく監査として明記することとした。

なお、法定監査関係書類等提出規則については、規則全体の構成を整理することとした。

・品質管理委員会規則の一部変更

本会による品質管理レビューの結果を受けて作成される品質管理レビュー報告書、改善勧告書及び改善計画書は、本会と監査事務所との間の当事者間の文書であり、レビュー現場でのコミュニケーション等を通じた当事者双方の共通の認識があつて初めて正しく理解されるものである。したがって、これらの文書については原則として第三者に開示してはならないこととした。（第5条の2関係）

また、公認会計士・監査審査会からの報告徴収命令により監査事務所が提出した報告書は、品質管理レビューの実施に際して参考資料として使用することから、監査事務所が当該命令に係る報告書を公認会計士・監査審査会に提出したときは、最後に提出した報告書の日付から1か月以内に、当該命令に係る全ての報告書の写しを品質管理委員会に提出しなければならないこととした。（第7条関係）

以 上